

迫川上流土地改良区役員（理事）補欠選挙のお知らせ

このたび、第2被選挙区（旧三迫川沿岸土地改良区区域）の若柳出身であります役員（理事）の欠員に伴い、役員選挙規程第28条の規定に基づき役員（理事）補欠選挙を執行します。その間の事務手続き等は次のとおりですので、円滑なる選挙が執行されますようご協力お願いいたします。

なお、役員（理事）に立候補できる人は、組合員（未成年者、法人、破産者で復権のできないもの、禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのものを除く）です。

1. 選挙すべき補欠役員（理事）の数

裏面記載表の補欠役員（理事）の数及び被選挙区域のとおりです。

2. 立候補の届出 令和5年3月6日(月)～3月8日(水) 3日間

届出日	受付時間	受付場所
令和5年3月6日(月)	午前8時30分～午後5時	迫川上流土地改良区事務所
令和5年3月7日(火)	午前8時30分～午後5時	
令和5年3月8日(水)	午前8時30分～正午	

3. 立候補届出に必要な書類

① 立候補届出用紙(本人届出又は推薦届出)

※ 推薦届出の場合は、役員選挙規程により組合員10人以上が本人の承諾を得て、届け出なければなりません。

② 被選挙権調書

※ ①、②については、迫川上流土地改良区事務所に備え付けております。

③ 本籍地の市町村が発行する「身分証明書」（各自申請して下さい）

④ 印鑑（届け出用紙に押印が必要となりますが、認印でかまいません）

4. 選挙期日（投票日）

・令和5年3月16日（木）

・役員選挙は、定款により総代が総代会において選挙することになります。

○ご不明な点がございましたら、迫川上流土地改良区事務所にお問い合わせ下さい。

令和5年1月

組 合 員 各 位

栗原市金成沢辺町沖 205 番地

迫川上流土地改良区 総務課

TEL : 0228-24-7643

FAX : 0228-42-3503

○選挙すべき補欠役員（理事）の数及び被選挙区域

被選挙区	被 選 挙 区 域	選挙すべき数	備 考
		理 事	
第2区	栗原市 栗 駒 沼倉、松倉、岩ヶ崎、里谷、 鳥沢、深谷、中野、猿飛来 金 成 平形、岩崎、大原木、小迫、 沢辺、金成、小堤、姉齒 若 柳 有賀、武鎗、大林、福岡、川北 一関市 花泉町 油島	1	旧三迫川沿岸 土地改良区区域